

埜 町

「小規模附属物・構造物」

個別施設計画

令和2年3月

目 次

1. 小規模附属物・構造物の現状と課題
 - 1-1 対象施設
 - 1-2 附属物の現状と課題

2. 小規模附属物・構造物のメンテナンスサイクルの基本的な考え方
 - 2-1 基本方針
 - 2-2 定期点検・診断

3. 計画期間
 - 3-1 計画期間の考え方

4. 対策の優先順位
 - 4-1 優先順位の考え方

5. 施設の状態・対策内容・実施時期
 - 5-1 対策箇所・実施時期
 - 5-2 小規模附属物・構造物の状態管理

1. 小規模附属物・構造物の現状と課題

1-1 対象施設

本計画の対象とする附属物・構造物は、大型附属物（シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）以外が対象です。

1-2. 小規模附属物・構造物の現状と課題

埴町が管理する対象施設は以下のとおりとなっており、道路台帳等をもとに施工箇所や延長を把握しているのが現状です。対象施設には施工時期が不明な施設も多く存在しており、構造や規格も多種に及んでいるため、計画的な点検と補修が課題となっています。

(1) 小規模附属物の主な施設数

道路区分	標識※1	照明※2	防護柵※3	側溝	横断溝※4
1級町道	6基	11基	9110.0m	32685.4m	231箇所
2級町道	1基	0基	9292.0m	40966.4m	235箇所
その他町道	2基	33基	15323.0m	96498.9m	776箇所
計	9基	44基	33725.0m	170150.6m	1242箇所

※1 区分はF型、逆L型、T型及び高所に設置された単柱式又は腹中式

※2 区分は逆L型、Y型、直線型

※3 ガードレール、ガードパイプ、ガードフェンスを含む

※4 横断側溝、横断暗渠（カルバート構造を除く）を含む

(2) 小規模構造物の主な施設数

道路区分	擁壁※5				小型 カルバート※6
	Co 擁壁	石積み 擁壁	ブロック積み 擁壁	重力式擁壁	
1級町道	1222.9m	700.0m	3405.0m	32685.4m	0箇所
2級町道	1999.8m	1065.0m	3487.9m	29013.9m	4箇所
その他町道	4916.5m	4250.2m	10138.9m	95801.3m	16箇所
計	8139.2m	6015.2m	17031.8m	157500.5m	20箇所

※5 擁壁については施工延長で管理

※6 橋梁以外のカルバートを対象とし、異形カルバート、コルゲートメタルカルバートを含む

(3) 小規模構造物（法面对策）の主な施設数

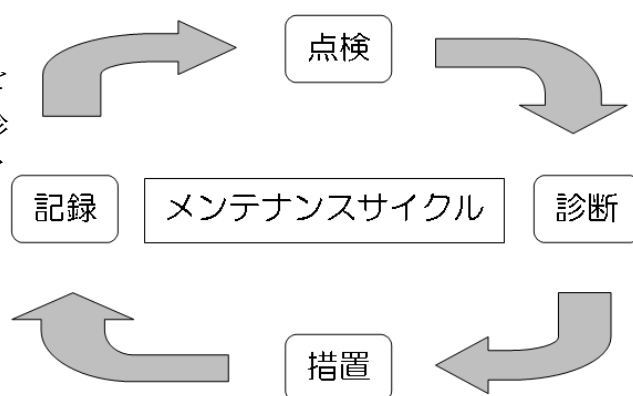
道路区分	落石防護柵	土留めフトンかご
1級町道	0.0m	430.9m
2級町道	53.6m	121.6m
その他町道	73.0m	598.9m
計	126.6m	1151.4m

2. 小規模附属物・構造物のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

2-1 基本方針

小規模附属物・構造物の老朽化対策を確実に進めるため、点検から始まり、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを構築します。

メンテナンスサイクルの推進により、適切な維持管理を実施します。



2-2 定期点検・診断

標識

区分	点検方法	点検頻度
片持ち式	小規模附属物点検要領（平成29年3月国土交通省 道路局）による。	10年に1度（必要に応じて中間点検を実施する。）
路側式	巡視の機会を通じた状況把握	

照明

区分	点検方法	点検頻度
片持ち式	小規模附属物点検要領（平成29年3月国土交通省 道路局）による。	10年に1度（必要に応じて中間点検を実施する。）

防護柵・側溝

区分	点検方法	点検頻度
路側式	巡視の機会を通じた状況把握	

横断溝

区分	点検方法	点検頻度
横断側溝、横断暗渠	巡視の機会を通じた状況把握	

構造物

区分	点検方法	点検頻度
擁壁・小型カルバート	巡視の機会を通じた状況把握	

構造物

区分	点検方法	点検頻度
法面对策	巡視の機会を通じた状況把握	

橋梁、トンネル、横断歩道橋等に添架された附属物

本体点検と同時点検を実施する。(5年に1度 詳細点検)

3. 計画期間

3-1 計画期間の考え方

当該個別施設計画の計画期間は、10年とする。

4. 対策の優先順位

4-1 優先順位の考え方（補修計画の方針）

第三者への被害の深刻度、損傷状況、路線の重要性、交通量等を考慮し修繕や交換の優先順位を決定する。

5. 施設の状態・対策内容・実施時期

5-1 対策箇所・実施時期

別紙一覧のとおり

5-2 小規模附属物・構造物の状態管理

点検及び撤去・更新、交換、廃止等を行った際には、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、点検結果や補修履歴を踏まえ、定期的に附属物に係る長寿命化修繕計画を見直していく必要があります。また、施設の新設時や附属物の補修履歴を管理し、将来に必要となる修繕工法及び予算の平準化に活用していきます。